

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

製品名	ガラス撥水剤 塗り込みタイプ
会社名	株式会社MonotaRO
所在地	〒660-0876 兵庫県尼崎市竹谷町2-183 リベル3階
担当者名	商品お問合せ窓口
電話番号	0120-443-509
FAX番号	0120-289-888
緊急連絡先	所在地と同じ
推奨用途	自動車ガラスの撥水コーティング剤
使用上の制限	推奨用途以外の用途へ使用の場合は専門家/化学物質 専門家等の判断を仰ぐこと。
整理番号	M250418

2. 危険有害性の要約
化学品のGHS分類

物理化学的危険性	引火性液体 区分2
健康有害性	皮膚腐食性／刺激性 区分1 眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性 区分1 生殖毒性 区分2 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分1(全身毒性 中枢神 経系) 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分3(気道刺激性)
環境有害性	特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分1(血液系) 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分2(肝臓 呼吸器 脾 臓) 水生環境有害性 短期(急性) 区分3 上記で記載がない危険有害性は、区分に該当しないか分 類できない。

GHSラベル要素

絵表示



注意喚起語	危険
危険有害性情報	H225 引火性の高い液体及び蒸気 H314 重篤な皮膚の薬傷及び眼の損傷 H335 呼吸器への刺激のおそれ H361 生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い H370 全身毒性、中枢神経系の障害 H372 長期にわたる、又は反復ばく露による血液系の障害 H373 長期にわたる、又は反復ばく露による肝臓、呼吸器、 脾臓の障害のおそれ H402 水生生物に有害

注意書き
安全対策

使用前に取扱説明書を入手すること。(P201)
全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
(P202)
熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざける
こと。禁煙。(P210)

応急措置	容器を密閉しておくこと。(P233)
	容器を接地しアースをとること。(P240)
	防爆型の電気機器／換気装置／照明機器を使用すること。(P241)
	火花を発生させない工具を使用すること。(P242)
	静電気放電に対する措置を講ずること。(P243)
	粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。(P260)
	取扱い後はよく手を洗うこと。(P264)
	この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。(P270)
	屋外又は換気の良い場所だけで使用すること。(P271)
	環境への放出を避けること。(P273)
保管	保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。(P280)
	飲み込んだ場合：口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。(P301+P330+P331)
	皮膚又は髪に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を水又はシャワーで洗うこと。(P303+P361+P353)
	吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340)
	眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338)
	ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診察／手当てを受けること。(P308+P313)
	気分が悪いときは、医師の診察／手当てを受けること。(P314)
	汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。(P363)
	火災の場合：消火するために適切な消火剤を使用すること。(P370+P378)
	換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。(P403+P233)
廃棄	換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。(P403+P235)
	施錠して保管すること。(P405)
廃棄	内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別

混合物

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法	安衛法	
イソプロピルアルコール	82.0%	CH3CH(OH)CH3	(2)-207	既存	67-63-0
プロピレングリコールモノメチルエーテル	2.0%	C4H10O2	(2)-404,(7)-97	既存	107-98-2
シリコーン化合物	16.0%	特定できない	-	-	9006-65-9

GHS分類に寄与する不純物及び安定化添加物

情報なし

4. 応急措置

吸入した場合

気分が悪い時は、医師に連絡すること。
吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
ばく露又はその懸念がある場合、医師の診察、手当てを受けること。

皮膚に付着した場合

皮膚又は髪に付着した場合、直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぎ又は取り除くこと。皮膚を流水又はシャワーで洗うこと。
皮膚に付着した場合、多量の水と石鹸で洗うこと。
皮膚刺激が生じた場合、医師の診察、手当てを受けること。
ばく露又はその懸念がある場合、医師の診察、手当てを受けること。

眼に入った場合

直ちに医師に連絡すること。
眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
ばく露又はその懸念がある場合、医師の診察、手当てを受けること。

飲み込んだ場合

口をすすぐこと。
飲み込んだ場合、気分が悪いときは、医師に連絡すること。
ばく露又はその懸念がある場合、医師の診察、手当てを受けること。

揮発性液体なので、吐き出させるとかえって肺への吸引などの危険が増す。直ちに医療措置を受ける手配をする。水でよく口の中を洗わせてもよい。
被災者に意識の無い場合は、口から何も与えてはならない。

5. 火災時の措置

適切な消火剤

粉末消火剤、散水、耐アルコール性泡消火剤。

使ってはならない消火剤

情報なし

火災時の特有の危険有害性

燃焼ガスには、一酸化炭素などの有毒ガスが含まれるので、消火作業の際には、煙の吸入を避ける。

特有の消火方法

火災の場合には、適切な消火剤を使用すること。
消火作業は、風上から行う。
周辺火災の場合に移動可能な容器は、速やかに安全な場所に移す。

火災発生場所の周辺に関係者以外の立入りを禁止する。
関係者以外は安全な場所に退去させる。

消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置

消火作業では、適切な保護具（手袋、眼鏡、マスクなど）を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、
保護具及び緊急時措置

作業には、必ず保護具(手袋・眼鏡・マスクなど)を着用する。
多量の場合、人を安全な場所に退避させる。
必要に応じた換気を確保する。

環境に対する注意事項

漏出物を河川や下水に直接流してはいけない。

封じ込め及び浄化の方法及
び機材

少量の場合、吸着剤(土・砂・ウエスなど)で吸着させ取り除いた後、残りをウエス、雑巾などでよく拭き取る。大量の水で洗い流す。
多量の場合、盛り土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いてからドラムなどに回収する。

有害でなければ、火気、換気などに充分注意して蒸発、拡散させる。又は、散水して蒸発を促進させてもよい。

二次災害の防止策

付近の着火源となるものを速やかに除くとともに消火剤を準備する。
滑って転倒する事故を引き起こす可能性があるため、製品の拡散を避ける。
漏出物の上をむやみに歩かない。

7. 取扱い及び保管上の注意 取扱い

技術的対策

容器を接地すること。アースをとること。
火花を発生させない工具を使用すること。
防爆型の電気機器、換気装置、照明機器等を使用すること。
静電気放電に対する予防措置を講ずること。

蒸気またはヒュームやミストが発生する場合は、局所排気装置を設置する。
取扱い場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設置する。

安全取扱注意事項

火気厳禁
すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。
この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
取扱い後はよく手を洗うこと。
屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。

保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。
涼しい所に置くこと。
粉じん、煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。
使用前に取扱説明書を入手すること。
熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。禁煙。
容器を密閉しておくこと。

接触回避

『10. 安定性及び反応性』を参照。

衛生対策

取扱い後はよく手を洗うこと。

保管	安全な保管条件	火気厳禁 施錠して保管すること。 容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。 保管場所は壁、柱、床を耐火構造とし、かつ、はりを不燃材料で作ること。 保管場所は屋根を不燃材料で作るとともに、金属板その他の軽量な不燃材料でふき、かつ天井を設けないこと。 保管場所の床は、床面に水が浸入し、又は浸透しない構造とすること。 保管場所の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜をつけ、かつ、適当なためますを設けること。 保管場所には危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設ける。
	安全な容器包装材料	情報なし

8. ばく露防止及び保護措置

	管理濃度	許容濃度(産衛学会)	許容濃度(ACGIH)
イソプロピルアルコール	200ppm	【最大許容濃度】 400ppm(980mg/m3)	設定あり
プロピレングリコールモノメチルエーテル	未設定	未設定	設定あり
シリコーン化合物	未設定	未設定	未設定

	厚生労働大臣が定める濃度の基準	
	8時間濃度基準値	短時間濃度基準値／天井値
イソプロピルアルコール	未設定	未設定
プロピレングリコールモノメチルエーテル	50ppm(適用日:2025/10/01)	-(適用日:2025/10/01)
シリコーン化合物	未設定	未設定

許容濃度(ACGIH)参照先: <https://www.acgih.org/>

設備対策	蒸気またはヒュームやミストが発生する場合は、局所排気装置を設置する。 取扱い場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設置する。 機器類は防爆構造とし、設備は静電気対策を実施する。
------	---

保護具	呼吸用保護具	必要に応じて、適切な呼吸器用保護具を着用すること。
	手の保護具	保護手袋を着用すること。
	眼、顔面の保護具	保護眼鏡、保護面を着用すること。
	皮膚及び身体の保護具	保護衣を着用すること。

9. 物理的及び化学的性質
物理状態

液体

形状		液体
色		無色
臭い		特有な臭い
融点／凝固点		-88℃
沸点又は初留点及び沸点範囲		83℃
可燃性		データなし
爆発下限界及び爆発上限界	下限	2vol%
／可燃限界	上限	12vol%
引火点		15.3℃（タグ密閉式）
自然発火点		456℃
分解温度		データなし
pH		2
動粘性率		データなし
溶解度		水に不溶
n-オクタノール／水分配係数		log Pow = 0.05
蒸気圧		4100Pa (20℃)
密度及び／又は相対密度		0.84
相対ガス密度		2
粒子特性		データなし
10. 安定性及び反応性		
反応性		情報なし
化学的安定性		通常の使用条件下で安定（イソプロピルアルコールとして）。
危険有害反応可能性		強酸化剤と反応する。強酸と反応する（イソプロピルアルコールとして）。
避けるべき条件		熱、スパーク、火気、およびその他の発火源を避ける（イソプロピルアルコールとして）。
混触危険物質		強酸化剤。強酸（イソプロピルアルコールとして）。
危険有害な分解生成物		一酸化炭素（イソプロピルアルコールとして）
11. 有害性情報		
急性毒性	経口	急性毒性推定値が4490.9268293mg/kgのため区分5とした。 JIS Z 7252に採用されていないため区分5から区分に該当しないに変更。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
	経皮	急性毒性推定値が5000mg/kg超のため区分に該当しないとした。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
	吸入	（気体） GHS定義による気体ではない。 （蒸気） 急性毒性推定値が26179.0008547ppmのため区分5とした。 JIS Z 7252に採用されていないため区分5から区分に該当しないに変更。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。 （粉じん・ミスト） データ不足のため分類できない。

皮膚腐食性／皮膚刺激性

製品のpHが2のため酸($\text{pH} \leq 2$)とし、区分1とした。

眼に対する重篤な損傷性／
眼刺激性

製品のpHが2のため酸($\text{pH} \leq 2$)とし、区分1とした。

呼吸器感受性

データ不足のため分類できない。

皮膚感受性

データ不足のため分類できない。

生殖細胞変異原性

データ不足のため分類できない。

発がん性

データ不足のため分類できない。

生殖毒性

(生殖毒性)

区分2の成分が82%のため、区分2とした。

(生殖毒性・授乳影響)

データ不足のため分類できない。

特定標的臓器毒性(単回ばく
露)

区分1(全身毒性)の成分が82%のため、区分1(全身毒性)とした。

区分1(中枢神経系)の成分が82%のため、区分1(中枢神経系)とした。

区分3(気道刺激性)の成分合計が82%のため、区分3(気道刺激性)とした。

区分1(血液系)の成分が82%のため、区分1(血液系)とした。

特定標的臓器毒性(反復ばく
露)

区分2(肝臓)の成分が82%のため、区分2(肝臓)とした。

区分2(呼吸器)の成分が82%のため、区分2(呼吸器)とした。

区分2(脾臓)の成分が82%のため、区分2(脾臓)とした。

誤えん有害性

動粘性率が不明のため、分類できないとした。

12. 環境影響情報

水生環境有害性 短期(急性)

(毒性乗率 $\times 100 \times$ 区分1)+(10 $\times$ 区分2)+区分3の成分合計が82%のため、区分3とした。

水生環境有害性 長期(慢性)

(毒性乗率 $\times 100 \times$ 区分1)+(10 $\times$ 区分2)+区分3の成分合計が0%のため、区分に該当しないとした。

毒性未知成分を含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。

生態毒性

データなし

残留性・分解性

データなし

生体蓄積性

データなし

土壤中の移動性

データなし

オゾン層への有害性

データ不足のため分類できない。

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物

廃棄の前に、可能な限り無害化、安定化及び中和などの処理を行って危険有害性のレベルを低い状態にする。

内容物／容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に委託すること。

特別管理産業廃棄物のため、廃棄においては特に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の特別管理産業廃棄物処理基準に従うこと。

汚染容器及び包装

容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。

空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

14. 輸送上の注意
国際規制

Regulatory Information by Sea	Complied with IMO.
UN No.	1993
Proper Shipping Name	FLAMMABLE LIQUID, N.O.S.
Class	3
Packing Group	II
Marine Pollutant	Not applicable
Transport in bulk according to MARPOL 73/78,Annex II ,and the IBC code	Not applicable

Regulatory Information by Air	Complied with ICAO/IATA.
UN No.	1993
Proper Shipping Name	FLAMMABLE LIQUID, N.O.S.
Class	3
Packing Group	II

国内規制

陸上規制	消防法の規定に従う。
海上規制情報	船舶安全法の規定に従う。
国連番号	1993
品名	その他の引火性液体(他の危険性を有しないもの)
国連分類	3
容器等級	II
海洋汚染物質	非該当
MARPOL73/78附属書Ⅱ及びIBCコードによるばら積み輸送される液体物質	非該当
航空規制情報	航空法の規定に従う。
国連番号	1993
品名	その他の引火性液体(他の危険性を有しないもの)
国連分類	3

等級

Ⅱ

特別の安全対策

輸送の前に容器の破損、腐食、漏れ等のないことを確かめる。
輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。
重量物を上積みしない。
移送時にイエローカードを携行する。

緊急時応急措置指針番号

128

15. 適用法令
労働安全衛生法

第2種有機溶剤等(施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第4号)
作業環境評価基準(法第65条の2第1項)
名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第2号～第3号、安衛則第30条別表第2)

プロピルアルコール
プロピレングリコールモノメチルエーテル

危険物・引火性の物(施行令別表第1第4号)
名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2第1項、施行令第18条の2第2号～第3号、安衛則第34条の2別表第2)

プロピルアルコール(安衛則別表第2の番号:1780)
(82%)

プロピレングリコールモノメチルエーテル(安衛則別表第2の番号:1787)(5%未満)(営業秘密)

特殊健康診断対象物質・現行取扱労働者(法第66条第2項、施行令第22条第1項)

労働安全衛生法(令和7年施行分)

濃度基準値設定物質(安衛則第577条の2第2項、令和5年4月27日告示第177号、令和5年4月27日公示第24号)

労働安全衛生法(令和8年施行分)

名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第2号～第3号、安衛則第30条別表第2)

プロピルアルコール
プロピレングリコールモノメチルエーテル

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2第1項、施行令第18条の2第2号～第3号、安衛則第34条の2別表第2)

プロピルアルコール(安衛則別表第2の番号:1780)
(82%)

プロピレングリコールモノメチルエーテル(安衛則別表第2の番号:1787)(5%未満)(営業秘密)

毒物及び劇物取締法
化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)

非該当
非該当

化審法
消防法
大気汚染防止法

優先評価化学物質(法第2条第5項)
第4類 引火性液体 第一石油類(非水溶性)
揮発性有機化合物(法第2条第4項)(環境省から都道府県への通達)

海洋汚染防止法
外国為替及び外国貿易法

有害液体物質(Z類物質)(施行令別表第1)
輸出貿易管理令別表第1の16の項
輸出承認貨物・特定有害廃棄物等(法第48条第3項、輸出令第2条別表第2の35の2の項)

船舶安全法

引火性液体類(危規則第3条危険物告示別表第1)

航空法	引火性液体(施行規則第194条危険物告示別表第1)
港則法	その他の危険物・引火性液体類(法第20条第2項、規則第12条、危険物の種類を定める告示別表)
道路法	車両の通行の制限(施行令第19条の13、(独)日本高速道路保有・債務返済機構公示第12号・別表第2)
特定有害廃棄物輸出入規制法(バーゼル法)	特定有害廃棄物(法第2条第1項第1号イ、平成30年6月18日省令第12号)

16. その他の情報
参考文献

製造元メーカー提供資料
NITE GHS分類結果一覧
JIS Z 7252 GHSに基づく化学物質等の分類方法
JIS Z 7253 GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、
作業場内の表示及び安全データシート(SDS)
経済産業省 事業者向けGHS分類ガイダンス
日本ケミカルデータベース(株)SDS作成システム「ezSDS」により作成。

その他

記載内容は現時点で入手できる資料、情報、データ等に基づいて作成しておりますが、含有量、物理・化学的性質、危険有害性等に関しては、いかなる保証をなすものではありません。あくまでも参考情報として提供するものであります。また、注意事項は通常の実施を前提としたものでありますので、特殊な取扱いをする場合は、用途・用法に適した安全策を実施の上、ご利用ください。この情報は、新しい情報を入手した場合、予告なしに改訂されることがあります。